

広報しもいち

4

2024年
No. 719

SHIMOICHI

満開の梅

📷 広橋梅林

施政方針

令和6年第1回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和6年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

1

「子育て・教育のまち しもいち」

次代の社会を担う子どもたちが、健やかに育つための環境を整えていくために、来年度においても引き続き園児・児童・生徒の給食費の無償化を行い、子育て世代の負担軽減を図ります。そして、幼児期における教育・保育の質の向上および量の確保、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実に向けた取り組みを進めていくため、子育て世代の皆さまに実施させていただいたアンケート調査結果を踏まえて、令和7年度から5年間を計画期間とする「第3期下市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行ってまいります。

次に「教育の充実」につきましては、子どもたちが社会の変化に対応し、自ら課題を見つけ学ぶためには、まず基礎的な学力を身に付けることが必要です。さらに「下市あきつ学園」の基本理念である「自由な校風」「未来志向」「絆づくり」を基盤に据え、1年生から9年生まで夫々の発達段階に伴う指導体制を確立し、主体的、対話的で深

い学びの実現に向けて、誰ひとり取り残すことのない教育、『教育の町 下市』をめざしてまいります。

こども園につきましては、前述の基本理念を幼児教育がめざす指標とし、あきつ学園との交流・連携を深め、集団生活の中で自ら考えて行動できる力を育てむ等、保育・教育の充実を進めてまいります。

社会教育につきましては、町民の皆さまの生きがいと地域社会が幸せや豊かさを感じられるよう取り組んでまいります。

下市観光文化センターにつきましては、令和6年度末の完成をめざして、空調機器を中心に第1期大規模工事を実施し、町民の皆さまが快適に利用できる環境づくりに取り組んでまいります。

2

「賑わいのある まちづくり」

地域内消費にもつながっています。今後も地域力の向上に向けて共に取り組んでまいります。

移住定住対策につきましては、若者世帯が町内で新築する住宅建築費に対する補助、新築の民間賃貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行ってまいります。また、下市町の魅力を一定期間暮らしながら体験できるお試し居住の充実などを図り、更に移住定住の促進に取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家バンク登録物件の改修・活用補助、空き家の解体に対する補助や危険回避支援など迅速な対応に努めると共に、新たな法制度を活用した取り組みを進めてまいります。

農林業につきましては、新規就農者への支援、農業の活性化、森林整備などに取り組む、有害鳥獣対策も引き続き行ってまいります。

賑わい拠点につきましては、既にオープンしている地域交流・地域DXの拠点「下市集学校」、令和6年4月にオープンする予定の情報発信・地域交流の拠点「アメニティ」及び7月にオープンする予定の観光誘

客・地域交流の拠点「K-I-T-O（キト）」があり、これらの賑わい拠点を運営する事業者を含む「下市町賑わい創出協議会」が

中心となり、誘客・地域交流の促進、雇用の創出、地場産業・農林業の活性化、移住定住の促進といった下市町全体で賑わいを生み出す取り組みを引き続き行ってまいります。

3

「安全・安心な まちづくり」

令和7年度には団塊の世代が後期高齢期を迎え、さらに令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎えます。

町におきましても、今こそ高齢・障害・子育て・生活困窮など困りごとを抱える人を誰ひとり取り残さず支えていくまちづくりが何よりも必要であり、個人だけでなく世帯を包括的に捉え、医療、福祉、介護、予防、住まい、生活支援などを総合的に取り組む重層的支援体制整備事業を推進してまいります。また、人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸を目指し、後

期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、医療・介護のデータから高齢者の健康課題を把握し、健康状態に課題がある方や、フレイル予防が必要な方などに対する個別保健指導や健康教育・相談等を新たに実施してまいります。

いきいき百歳体操や高齢者いきいきサロンにつきましましては、民間事業者との連携やデジタル技術の導入など、更なる充実に向け取り組んでまいります。また、健康づくりの拠点として開設いたしました「下市町健康ステーション」において、身近な健康相談とふれあい交流の場として一層の充実を図ってまいります。

私たちが快適な生活を送る上で、生活道路をはじめ河川、橋梁、上下水道等の整備、維持管理は欠かすことのできないものであり、引き続き社会資本整備総合交付金などを活用し、継続的、計画的に事業を進めてまいります。

上水道につきましましては、令和7年4月県域水道一体化に向け奈良県広域水道企業団設立準備協議会で協議を進め

ると共に、老朽管の更新や施設の改修等を行ってまいります。下水道事業につきましましては、持続的で安定的な事業運営を目的として、令和6年4月から企業会計へと移行し、より一層経営の効率化、健全化に努めてまいります。

新火葬場につきましましては、令和5年度からごみ処理中継施設の整備を進めており、完成後直ちに旧ごみ焼却施設の解体工事に切り掛かります。

自然災害に備え、災害時に必要な物資の計画的な備蓄などの取り組みを行うと共に、地域防災の要である消防団、奈良県広域消防組合、建設業組合との連携を一層図りながら、防災力を高めてまいります。

4 「みんなでつくる 下市町」

平成25年度から始めました町政に対して語り合う「タウンミーティング」は、「ごみ行政について」という議題で開催し、多くの貴重なご意見をいただきました。新年度も引き続き、多世代・多様な方々

と語り合う魅力あるタウンミーティングが開催できるよう努めてまいります。

町にとって人材育成は重要なことです。研修受講の推進、実践的な若手職員会議やファシリティマネジメントプロジェクトチームの協議を通じた学びなど、町独自の人材育成などにより職員のマンパワー向上を図り、行政運営や町民サービスの更なる充実に取り組みでまいります。また、ウェブ会議の推進、行政のデジタル化などにより、利便性向上や業務の効率化を進めてまいります。

そして、町内の事業者や各種団体、にぎわい拠点運営者、連携協定締結者、国・県、大学、銀行、メディアなど、下市町に関係する方々と町民の皆さまの連携推進とマンパワーの結集などにより、人口減少の中で次世代に継承できる、未来を見据えた取り組みを進めてまいります。



5 「持続可能な 行財政運営」

財政運営につきましましては、人口減少及び高齢化、地価の下落等に伴い自主財源の根幹である町税の減少は続いています。過疎対策事業債をはじめとする有利な財源措置のある地方債の計画的発行、事業の見直しや歳出の抑制などにより、財政指標は健全化しています。しかし、今後においても大きな行政需要が生じることから、事業の見直しを進めてまいります。

町の自主財源の根幹をなす町税につきましましては、引き続き負担の公平性を図る観点から徴収率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましましては、昨年度は全国の大勢の方から、多くの寄附を頂いたところであります。引き続き一人でも多くの方に応援いただけて、ふるさと納税の趣旨を踏まえながら返礼品の更なる充実を図り、下市町の魅力の発信に努めてまいります。

最後に

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、さまざまな規制が緩和されています。完全に感染拡大前の生活スタイルに戻ることは難しいかもしれませんが、コロナ禍によって学んだこと経験したことを生かし、このまちを次世代に引き継ぎ、持続可能でSDGsの理念を町政運営にも取り入れ、よりよいまちづくりを進めてまいります。

「ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る」、だれもが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」「このまちに戻りたい」「このまちを新たなふるさとにしたい」と心から思える、そんな「元気なふるさと 下市」の実現に向け、下市町の町政運営に町民の皆さま、そして議員各位、町職員と一丸となって全力で取り組み、下市を前に進めてまいります。

下市町長 枚本 龍昭

議会だより

令和6年第1回下市町議会（定例会）が3月4日から11日までの8日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案どおり可決等されました。

- ・承認（1件）、条例改正（11件）、規約変更（1件）、補正予算（4件）、予算（6件）、同意（1件）、発議（1件） 計25件
- ・7名の議員より一般質問

議案

- ▼専決処分した事件の承認について（令和5年度下市町一般会計補正予算（第8号）について）
- ▼下市町政治倫理条例の一部を改正する条例
- ▼下市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ▼職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ▼下市町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- ▼下市町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
- ▼下市町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- ▼下市町介護保険条例の一部を改正する条例
- ▼下市町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例
- ▼下市町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- ▼下市町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- ▼奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- ▼令和5年度下市町一般会計補正予算（第9号）について
- ▼令和5年度下市町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- ▼令和5年度下市町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- ▼令和5年度下市町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- ▼令和6年度下市町一般会計予算について
- ▼令和6年度下市町国民健康保険特別会計予算について
- ▼令和6年度下市町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- ▼令和6年度下市町介護保険特別会計予算について
- ▼令和6年度下市町水道事業会計予算について
- ▼令和6年度下市町下水道事業会計予算について
- ※予算の詳細につきましては、5ページをご覧ください。
- ▼下市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 任期満了に伴い、委員の選任について、裏西代志夫氏を選任することと同意されました。
- ▼前垣昇司議員の辞職勧告決議について

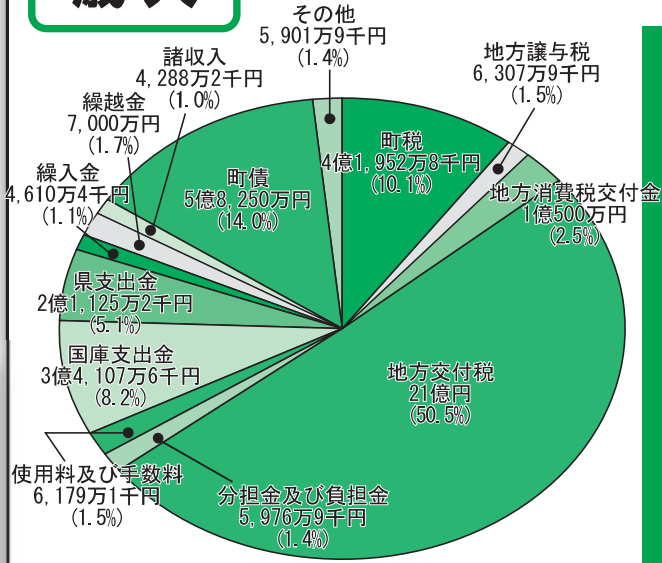
一般質問

- 矢野和男議員から
- 災害時の避難所の周知、避難所の整備について
- 避難所の開所について
- 避難所の衛生対策について
- あきつ学園の検証
- 道路の保全・補修
- 仲嶋久雄議員から
- 災害備品の各地区への配備希望について
- 災害時における職員の配備について
- 国からの市町村個別避難計画策定について
- 尾上治吉議員から
- 新年の能登半島地震で、今後起こりえる東南海・南海地震について下市町行政として、コミュニケーションが必要であると考え対策をお考えですか 緊急時のライフライン等の対応
- 行政から発注する土木工事について
- 下市町地場産業「製箸業」「三五」の復活
- 前垣昇司議員から
- 2023年度下市町ふるさと納税寄付金の見込み額と地域の繁栄につながる返礼品の特産品開発について
- 旧下市南小学校利活用で体験型複合施設を開業するPALGHDとの地方創生に於ける下市町行政の役割とその各々の責任について
- 吉井辰弥議員から
- PALグループによる観光促進施設の開始が始まる中、下市町内の道路アクセス及び狭隘国道の整備について
- 下市温泉秋津荘の運営について
- 空家活用及び定住促進事業の計画の進捗状況について
- あきつ学園の自宅待機中の生徒へのリモート学習の提供について
- 松田哲子議員から
- 下市町における災害対策と個別避難計画について
- 通学路等歩道の安全対策について
- 吉野保健所等公共施設が町内で継続のための町の取組について
- 中垣内敏博議員から
- 災害時に必要な生活用品の配備について
- 人口減少における対策

令和6年度 予算

令和6年第1回下市町議会定例会で令和6年度当初予算が承認されました。
一般会計予算は41億6千2百万円で、昨年の当初予算額に比べて2億3千8百万円(5.4%)減額した予算規模となりました。

歳入



項目	金額
利子割交付金	30万円
配当割交付金	600万円
株式等譲渡所得割交付金	600万円
法人事業税交付金	600万円
環境性能割交付金	600万円
地方特例交付金	790万1千円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	581万8千円
寄附金	2050万円
合計	5901万9千円

歳入
昨年度に比べ町税収入は2291万3千円の減となっています。

歳出
賑わい創出事業費として、3,840万円を計上。新火葬場建設事業として、1億3980万円を計上。観光文化センター大規模改修として1億6500万円を計上。下市こども園・下市あきつ学園の給食無償化事業として1,800万円を計上。高齢者・障害者外出支援事業として1,600万円を計上しています。

会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)
一般会計	4,162,000	△5.4
特別会計	1,769,056	△2.6
特別会計の内訳	国民健康保険	734,050 △4.8
	後期高齢者	133,104 7.4
	介護保険	901,902 △2.2
	合計	5,931,056 △4.6

水道事業会計予算

(単位:千円)

	予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	302,725 △0.8
	支出	286,905 △2.1
資本的	収入	184,820 29.5
	支出	367,192 14.2

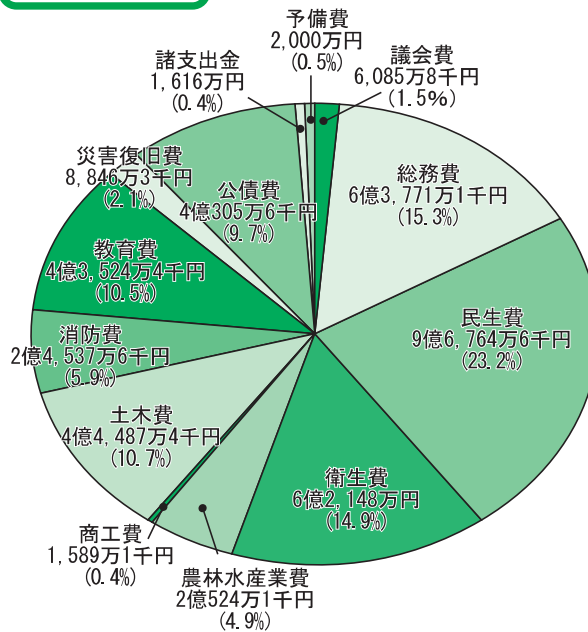
下水道事業会計予算

(単位:千円)

	予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	190,551 皆増
	支出	181,898 皆増
資本的	収入	24,588 皆増
	支出	89,011 皆増

一般会計 41億6千2百万円

歳出



卒園・修了・卒業 おめでとうございます



3月16日 下市こども園



3月21日 下市あきつ学園（前期課程）



3月14日 下市あきつ学園（後期課程）



町内の下市こども園、下市あきつ学園前期課程、後期課程では、一回り大きく成長した子どもたちが卒園・修了・卒業を迎えました。きらきらと輝いた目で修了、卒業証書を授与された子どもたちは、期待を胸に、新たなステージへと羽ばたきました。

2/17

第2回

タウンミーティング

開催

前回のタウンミーティングに引き続き「今後のごみ行政について」をテーマに下市町山村振興センター（丹生支所）でタウンミーティングを開催しました。

タウンミーティングとは、町長と住民が直接語り合う機会を設けることで、提案された意見を今後の行政運営に活かそうと行っているものです。

この日は、さくら美化センターの紹介DVDで焼却設備や資源リサイクルなどについて学んだあと、意見交換を行いました。

参加者からは、コンポストなどを利用した循環型のくらしや違反ゴミのチェック方法について、地域の特性についてなど様々な意見や提案が出されました。



2/26

共助の精神で

義援金を寄付

災害義援金

能登半島地震の被災地を支援しようと、震災直後から町内各施設で義援金が募集され、町民の皆さまからのご協力で多くの寄付をいただきました。

3月15日までにいただいた義援金は1,463,698円となりました。お預かりした義援金は、下市町社会福祉協議会から「中央共同募金会」を通して全額被災地へお届けします。ご協力ありがとうございました。

今後も被災地への支援を広げるため、引き続きご協力をお願いします。

2月26日、下市町区長連合会長出合正勝会長ら区長連合会役員5人が下市町役場を訪れ、下市町区長連合会から被災地への支援として、義援金1,000,000円を枚本町長に手渡しました。

出合会長は、「この義援金は、ぜひ被災者の方の支援に役立ててもらいたい」と話しました。





奈良県三大梅林の一つ、広橋梅林で「梅の里山まつり」が行なわれ、県内外からたくさんのお客が訪れました。

同まつりを主催した広橋梅林育成組合は、都市部との交流促進や地域おこしを目的として開催しています。

梅林内では、地元の新鮮な農産物などを販売する青空市や、茶粥の販売などが実施されました。

また、散歩しながらのスタンプラリーも行なわれ、訪れた観光客は、自然や地元の人たちとのふれあいを楽しみ、春を満喫していました。

広報誌の見方が変わります

本誌4月号から、広報誌の見やすさと掲載スペースの有効活用のため、掲載に以下のマークを導入します。

例

旧
 ○○○の開催について
 日 時 4月1日(月) 9:00~10:00
 場 所 □□役場
 締 切 り 4月30日(火)
 申込み・問合せ ○○○課 ☎○○-○○○

新
 ○○○の開催について
日 4月1日(月) 9:00~10:00
所 □□役場
☑ 4月30日(火)
申・問 ○○○課 ☎○○-○○○

▶マークの見方 **問** 問合せ **所** 場所 **日** 日時 **申** 申込(予約) **対** 対象 **定** 定員 **内** 内容 **☑** 締切 **¥** 費用 **HP** ホームページ

下市町保健センターからのお知らせ

所 下市町保健センター

事業名	日にち	受付時間	対象者・内容等
幼児健診	4月30日(火)	13:00~ 詳細な時間は個別で案内します	1歳6か月児 令和4年9月1日~令和4年11月30日生
		13:10~ 詳細な時間は個別で案内します	3歳児 令和2年9月1日~令和2年11月30日生

問 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064 (直通)

令和6年度子宮頸がん(HPV)予防ワクチンのキャッチアップ接種について

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を防ぐワクチン接種は、平成25年6月から積極的な勧奨が差し控えられていました。その後、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回っていることが認められ、令和4年4月から積極的勧奨を再開しました。

これに伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に公費による接種(キャッチアップ接種)を行うことになりました。

ワクチンの有効性やリスク等を十分理解したうえで、接種を受けるかどうかご判断ください。

接種を希望される方は健康福祉課までご連絡ください。

対 1997年4月2日~2008年4月1日生まれの女性 ※過去に合計3回ワクチン接種された方は対象外です。

【接種期間】 令和7年3月31日まで

¥ 無料

問 健康福祉課 IP 68-9064 (直通)

令和6年度「男の健康づくり教室」参加者を募集します

65歳以上の男性限定の教室です。

トレーニングチューブを用いた筋力トレーニング、グラウンドでの屋外プログラムやeスポーツなど、男性に取り組んでいただきたい体力アップを中心としたプログラムの教室となっています。健康的に！若々しく！この機会にぜひご参加ください。

※この教室は下市町と連携協定をしているミズノスポーツサービス株式会社の介護予防運動指導員・健康運動指導士による教室です。

日 5月8日(水)～8月7日(水) 毎週水曜日 全14回(予定) 10:00～11:30

所 下市集学校(予定)

対 下市町在住のおおむね65歳以上の男性

定 15名 ※定員になり次第受付を終了させていただきます

【申込期間】 4月1日(月)～4月22日(月)

申・問 下市町地域包括支援センター IP68-9065(直通)

なんでも相談 重層支援体制整備事業

認知症 ヤングケアラー 介護 体調不良 生活上の不安 不登校 いじめ
病气入退院 障害 このような困りごとはありませんか？
そんな時はお気軽にご相談を！ 引きこもり 育児の不安

健康福祉課 地域包括支援センター
IP68-9064 IP68-9065
8:30～17:15(土・日・祝日は除く)

下市町 もしもし安全・安心ダイヤル(24時間・相談無料)

☎0120-701-219

24時間いつでも専門スタッフが相談に応じます

健康相談・介護相談・育児相談・こころの相談などの不安や悩みについて
看護師や心理カウンセラー等専門スタッフが相談に応じます

定期児童相談

子どもさんの成長、発達、行動、しつけなどのさまざまな問題や心配ごとなど、あなたが抱えている疑問や悩みについて、どうぞお気軽にご相談ください。※予約制ですので、事前に電話予約をお願いします。

日 5月16日(木)、7月18日(木)、9月19日(木)、11月21日(木)、令和7年1月16日(木)
令和7年3月13日(木)

10:30～16:00

所 下市町保健センター 2階研修室

申・問 奈良県高田こども家庭相談センター ☎0745-22-6079

町営住宅入居者募集

下記のとおり町営住宅の入居募集をします。申込書のほか案内書類（問取函等）は4月4日（木）から建設課にて配布します。関係書類をご準備のうえ、期日までにお申し込みください。

団地名	型式	戸数	家賃(月額)
青空 団地	3DK	1戸 (3F)	①21,900円 ②25,300円 ③28,900円 ④32,600円 ⑤37,300円 ⑥43,000円 ⑦50,400円

★家賃は基準月収額に応じて7段階となります。

- ① 0円～104,000円 ② 104,001円～123,000円 ③ 123,001円～139,000円
④ 139,001円～158,000円 ⑤ 158,001円～186,000円 ⑥ 186,001円～214,000円
⑦ 214,001円～259,000円

※基準月収額が259,000円を超える方は申込みできません。

【申込受付期間】 4月5日（金）～16日（火） ※土・日は除く 8:30～17:15

※書類審査の都合上、郵送での受付はできません。

【入居予定日】 令和6年6月上旬

【申請書類】 入居申込書（建設課にあります）・住民票謄本（家族全員のもの）・納税証明書
所得証明書（申請者及び同居予定者の所得のある方すべて）・現住所付近の略図

申・問 建設課 IP 68-9067（直通）

令和6年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射を実施します。犬のしつけが十分できている場合は、お近くの会場をご利用ください。

実施日	時間	実施場所
4月25日（木）	9:50～10:05	立石区民センター前
	10:20～10:30	下市温泉秋津荘駐車場
	10:45～11:00	下市町交流センター(ごんたくんの家)駐車場
	11:10～11:30	下市観光文化センター駐車場
	13:30～13:45	丹生支所前
	14:00～14:10	広橋会館前
4月26日（金）	10:00～10:15	栃原地区農村集落センター前
	10:30～10:40	平原集荷センター前
	10:55～11:05	梨子堂会館前
	11:30～11:45	本町防災倉庫前
	13:30～13:40	下市町コミュニティーセンター(阿知賀)駐車場
	13:50～14:10	吉野保健所駐車場

【持ち物】

- ①注射費用3,400円（できるだけおつりのいらぬようにご協力ください）
②狂犬病予防注射のお知らせ（飼い主の方へ3月中に郵送予定）

【犬の登録】

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主の方は登録をしてください。注射実施会場でも受け付けします。（生活環境課（紫水苑）で随時受付可）登録費用3,000円。マイクロチップを装着している場合は、環境省のホームページ等で飼い主変更を行ってください。

変更登録手数料：オンラインでは300円 用紙では1,000円

犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届け出が必要です。（生活環境課（紫水苑）で随時受付可）

問 生活環境課 ☎ 52-5901 IP 68-9075（直通）

下市町空き家活用推進事業補助金

町内の空き家を有効活用し、移住・定住を希望される方へ情報提供を行う「下市町空き家バンク」を運営しており、空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し、補助を行います



【主な内容】

空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助します。

【交付対象者】

次の①～②の要件を全て満たす方

- ①空き家バンクに登録されている物件の所有者
- ②町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付予定期間 令和6年4月1日～

応募予定件数 5件程度(先着順)

担当課：地域づくり推進課

下市町定住促進空き家改修事業補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します。



【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助を行います。

補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とします。

ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とします。

【交付対象者 次の①～④の要件をすべて満たす方】

- ①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること
- ②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所在地において住民基本台帳に記載され、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること
- ③年度内に工事を完了できること
- ④町税滞納者、暴力団排除条例に該当する者等でないこと。

受付予定期間 令和6年4月1日～

応募予定件数 4件程度(先着順)

担当課：地域づくり推進課

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います



除却

【主な内容】

①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。

②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。令和6年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること。(※門柱及び万年塀、土塀は対象外)
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること
- ③建築基準法第42条に規定する道路(※私道、里道は対象外)に面していること
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること

受付予定期間 令和6年7月1日～10月31日

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課：建設課

若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します



【主な内容】

A：賃借人補助(借り方への補助)
新築以降の4月1日から1～5年まで毎月1万円、
6～10年まで毎月5,000円

B：賃貸人補助(貸す方への補助)
若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、
新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

A：賃借人補助(借り方への補助)

次の①～④の要件を全て満たす方

- ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に登録されていること
- ②世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ③自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方
- ④その他の公的制度による補助対象者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

B：賃貸人補助(貸す方への補助)

担当課：地域づくり推進課

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します



【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助します

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行う
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行う
- ④空家であり、共有者等いれば全権利者からの同意を得ている
- ⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥令和7年1月中旬までに工事を完了できること

受付締切 令和6年10月31日

応募予定件数 10件程度(先着順)

担当課：総務課

空き家再生等推進事業(応急措置)補助金

【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助します。

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(共有者等いれば全権利者から同意を得ていること)
- ②近隣住民への報告を行う
- ③施工工事は、法人または個人事業主が行う
- ④町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑤年度内に工事を完了出来ること

受付締切 令和7年2月28日

応募予定件数 3件程度(先着順)

担当課：総務課

～住環境支援 各種補助金ご紹介～ 下市町で家を建てる 改修する 貸すなど

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。
また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等が
ありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

☎52-0001(代表)

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォーム
を行った方に補助金の交付を行います



家を改修する

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限り

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人または下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した木材(吉野郡内で生産または製材された木材)を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付予定期間 令和6年4月1日～令和7年1月10日
応募予定件数 5件程度(先着順)

担当課：建設課

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助



【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)但し、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること。

受付予定期間 令和6年7月1日～10月31日
応募予定件数 1件程度(先着順)

担当課：建設課

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。



【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。
- ②耐震診断終了後、耐震診断の結果などを申請者に報告します。

②診断費用 無料(町が診断費用[5万円]を負担します)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和6年7月1日～10月31日

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課：建設課

定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します



家を建てる

【主な内容】

- 次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円
- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
 - ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
 - ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ：下市町内の業者での施工(10万円)
吉野材使用(10万円)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方
- ③自治会活動等に積極的に参加する方
- ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付予定期間 令和6年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 2件程度(先着順) 担当課：地域づくり推進課

定住促進空き家活用補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の賃貸・購入に要した費用の一部を補助します



【主な内容】

- A: 賃貸補助 毎月1万円(最長3年間)
B: 購入補助 360,000円(1世帯1回のみ)

【交付対象者 次の①～③の要件を全て満たす方】

- ①世帯主またはその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方
- ③その他の公的制度による補助対象者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付予定期間 令和6年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 2件程度(先着順) 担当課：地域づくり推進課

ふるさと寄附金の返礼品を募集しています

下市町にふるさと寄附金をされた方への返礼品として、地元特産品を随時募集しています。下市町の魅力をPRできる商品やサービスをぜひご提案ください。(3月末現在、38業者94品目登録済み)

1 提供事業者の要件

- 提供事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、要件を満たしていても、町が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。
- (1) 町内に事業所がある法人や団体、個人の事業者等であること。
 - (2) 生産、製造、加工、販売又はサービス提供に係る法令等を遵守していること。
 - (3) 返礼品が寄附者のもとに到着するまで責務を果たすこと。
 - (4) 代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び下市町暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員でないこと。

2 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件に適合していること。
 - ① 町の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
 - ② 町内で生産、製造、加工、販売、サービス提供されるもの、または原材料の主要な部分に町内の原材料を使用しているもの。
 - ③ ふるさと納税関係法令および行政機関等から発出された通知等により示された基準に適合するものであること。
 - ④ 品質及び数量の安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を示して供給するものは可。季節限定のものも可。)
 - ⑤ 飲食物の場合は、寄附者のもとに到着後一定期間保存可能なものであること。
 - ⑥ サービス利用券の場合は発行日、有効期限を明記すること。
- (2) 返礼品の価格は、梱包費及び消費税等の必要経費を含め、寄附金額の3割以下とし、町は返礼品等の費用に加え、送料を負担する。※返礼品ごとの寄附金額は、ふるさと納税の各種基準等に基づき、町が設定する。

※2の(1)③にあるとおり、ふるさと納税に関する各基準により採用できない場合があります。

※2の(2)にあるとおり、返礼品代金(梱包費及び消費税を含む)と寄附者への送料は町が負担します。

問 財務監理課 ふるさと寄附金係 IP 68-9062 (直通)

イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

農地における農作物生産の被害防止のため、侵入防止柵を設置する場合において、購入資材に要する経費の補助を行います。資材を4月以降で購入し設置される予定の方は、事前に地域づくり推進課に申し込みください。なお、予算に達し次第、受付を終了します。

【補助対象経費】 資材費(ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの)

【補助額】 資材経費の2分の1以内、上限8万円まで

問 地域づくり推進課 IP 68-9070 (直通)

下市町林業事業体支援事業の実施について

木材生産を実施する際に使用する高性能林業機械の購入に係る経費について、予算の範囲内で補助を行います。下記対象者に該当し、高性能林業機械の購入を予定されている林業事業体の方は、地域づくり推進課までお問い合わせください。

【補助対象者】(1)50ha以上のスギ・ヒノキ等人工林の集約化施業区域が確保されていること

(2)林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定により、奈良県知事に認定を受けた町内の認定林業事業体であること

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと

【補助額】(1)購入経費の2分の1以内

(2)上限額500万円

問 地域づくり推進課 IP 68-9070 (直通)

下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

明水館営業時間 11:00~19:00

(受付は18:30まで)

ごんた食堂 (ラストオーダー 18:30まで)

【平日】

11:30~14:00 16:30~19:00

【土・日・祝日】

11:30~19:00

※毎週水・金曜日の16:30~19:00は休業します。

※風呂の日には、お得な当日限定の日替わりメニュー

『風呂の日定食』があります。

皆さまのご来店お待ちしております！



※写真はイメージです



ごんたの湯
下市温泉秋津荘明水館

各種宴会を承っています。

詳細は、ごんた食堂までお問い合わせください。

4月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
	①	②	3	4	5	6
7	⑧	9	10	11	12	13
14	⑮	⑯	17	18	19	20
21	⑳	23	24	25	㉔	27
28	29	⑳				

🌸今月の風呂の日は26日です

下市温泉秋津荘・明水館

問 ☎ 52-2619 IP 68-9081

吉野三町無料法律相談

〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 4月16日(火) 13:00~16:00

所 吉野町役場

申・問 吉野町役場 町民税務課

☎ 0746-32-3081(代表)

中南和法律相談センター無料法律相談

〈県内中南和各地で随時開催しています〉

申・問 奈良弁護士会内 中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所 〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

所 大淀町大字下淵68番地の4やすらぎビル4階

問 ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日 毎週木曜日 13:00~16:00

開催日時等は直接お問い合わせください。

所 川上村役場

問 川上村役場 住民課 ☎ 0746-52-0111(代表)

農用地の除外申請について

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用するには除外申請が必要です。

除外の手続きには約6か月を要し、その後も農業委員会に対し農地転用の申請が必要となります。対象の農地についてはお問い合わせください。

【申請受付締切】4月30日(火)

問 地域づくり推進課 IP 68-9070(直通)

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

令和6年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等(令和6年1月1日現在)の縦覧を行います。

日 4月1日(月)~5月31日(金) 8:30~17:15

※土・日・祝日等閉庁日は除く

所 税務課

※縦覧等を希望される方は、本人確認のため納税者であることを確認できる書類(納税通知書またはマイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)の提示をお願いします。代理人の場合は、委任状が必要です。

問 税務課 IP 68-9066(直通)

自衛隊職業説明会のご案内

日 4月22日(月) 10:00~16:00

所 ハローワーク下市

下市町下市2771-1

☎ 52-3867

問 自衛隊奈良地方協力本部五條地域事務所

☎ 0747-22-3789



正社員就職を希望している方へ

ハローワーク下市では、吉野、五條地域の多くの優良企業の皆さまから正社員求人のお申込みをいただいています。

ぜひ一度、ハローワーク下市をご利用ください。

問 ハローワーク下市 ☎ 52-3867

「遺言の日」記念無料法律相談のご案内

奈良弁護士会では、4月15日の「遺言の日」を記念して、遺言、相続に関する無料法律相談を開催します。遺言、相続に関する法律的な事柄は、お気軽にご相談ください。なお、相談は面談相談で、事前に予約が必要です。

日 4月15日(月) 10:00~12:00 13:00~15:00

所 奈良弁護士会(奈良市中筋町22-1)

【相談時間】1人30分間(面談相談)

内 遺言、相続に関するもののみ **¥** 無料

【予約先着】16名

【予約受付期間】4月1日(月)~4月12日(金) 平日9:30~17:00

申・問 奈良弁護士会 ☎0742-22-2035

「憲法週間」記念無料法律相談のご案内

奈良弁護士会では、下記のとおり「憲法週間」記念行事として無料法律相談を実施します。

日 5月8日(水) 9:30~12:00 13:00~15:30

所 奈良弁護士会(奈良市中筋町22-1)

経済会館(大和高田市大中106-2)

【相談時間】1人30分間 **¥** 無料

奈良弁護士会:予約先着20名 経済会館:予約先着10名

【予約受付期間】4月1日(月)~4月26日(金) 平日9:30~17:00

申・問 奈良弁護士会 ☎0742-22-2035

事業者必見!

定額減税説明会(源泉所得税関係)のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」(令和5年12月22日閣議決定)に令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。

今後、関係する税制改正案が成立し、施行された場合には、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、事業者(給与支払者)の方を対象とした説明会を以下の日程で開催します。

日 4月5日(金)、4月12日(金)、4月19日(金)

4月26日(金)、5月10日(金)、5月17日(金)

5月24日(金)、5月31日(金)

各々14:00~16:00 **定** 15名(要予約)

所 吉野税務署(2F 大会議室) 吉野町丹治200番地の1

内 ●制度解説用動画の上映(約30分)

・定額減税制度の概要 ・具体的な事務手続の説明

●質疑応答 ※途中退席していただいても構いません。

申 参加をご希望される方は、国税庁LINEアカウントから事前予約をお願いします。

【その他参考情報】 国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」には、各種パンフレットやQ&Aを掲載していますので、ぜひご確認ください。

国税庁LINE
アカウントはこちら



「定額減税特設
サイト」はこちら



問 吉野税務署 法人課税部門 ☎0746-32-3385
※自動音声流れましたら、音声案内に従って「2」番を選択してください。

大淀養護学校 保護者説明会・体験学習

県立大淀養護学校では、知的障害のある幼児の保護者や、児童と保護者等に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、説明会等を次のとおり行います。

【小学部】

対 令和7年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者
①就学説明会

日 5月1日(水)・7日(火) 10:00~11:30

対 令和7年4月に小学生となる知的障害のある幼児とその保護者

対 令和8年4月に小学生となる知的障害のある幼児の保護者

②就学相談(個別体験学習)

日 5月14日(火)~12月11日(水) 10:00~11:30

【中学部】

③第1回体験学習

対 知的障害のある小学6年生とその保護者、小学校の教員ほか

日 6月10日(月)~7月1日(月) 10:30~12:00

【教育相談】

お子様の日常生活指導・教科指導等特別支援教育についての相談などがありましたら、ご利用ください。事前に申込みが必要です。日程や時間を調整させていただきます。

問 奈良県立大淀養護学校 ☎52-7655

明日香養護学校 教育相談・学校見学会・第1回体験学習

①教育相談

日 事前にお電話でお申し込みください。相談日はご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)

内 ・肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、および病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
・学校生活上の指導・支援について

②学校見学会

日 5月末に日を設定して行ないます。

(詳細は決まり次第ホームページに掲載します)

内 本校(病弱教育部門・肢体不自由教育部門)の概要説明、また児童生徒が授業を受けている様子を見学していただきます。

③第1回体験学習

対 ・肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任

・病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

日 【肢体不自由教育部門】

小学部 6月12日(水) 13:20~16:00

中学部 6月19日(水) 13:20~16:00

高等部 6月26日(水) 13:20~16:00

【病弱教育部門】

高等部 6月26日(水) 13:20~16:00

申・問 奈良県立明日香養護学校 ☎0744-54-3380

・体験学習の申し込み締め切りは、5月31日(金)必着です。

・なお、実施方法や開催日を変更する場合があります。

ご理解ご協力をお願いします。

てんいち先生



いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
2月16日～2月29日の期間に、預託はありませんでした。

社協だより

広報しもいちは
下市町ホームページでも
ご覧いただけます



相談内容	場所	相談日	時間
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	4月4日(木)	13:00 ~ 15:00
		4月18日(木)	
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125	5月16日(木)	

下市消防署からのお知らせ

林野火災の防止

この時期は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に林野での火災が多発する季節でもあります。

このような林野での火災予防のため、次のことに十分注意しましょう。

- ・木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
- ・火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。
- ・強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
- ・山林に火入れをする時は、必ず下市町長の許可を受けること。
- ・森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は確実に消して、投げ捨てない。
- ・火遊びは絶対しない、させない。

図書館だより

おはなし会
4月27日(土)
ごご2じ~
場所: えほんコーナー

下市町のホームページから蔵書の検索・予約が可能ですので、ぜひご利用ください。

下市町観光文化センター2F
(下市町立図書館)
☎52-1711
IP68-9080

4月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

★○印が休館日です
★開館時間 木曜日～月曜日
9:00～17:00
★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しく下さい。
(DVD・ビデオテープを除く)

カラスがいらないと生態系や人間社会、都市環境はどうなるのか? カラスを愛しすぎている鳥類学者が、ただの空想ではなく、膨大な資料や考察をもとに展開するサイエンス・フィクション。



松原 始 [著]
エクスナレッジ

★もしも世界からカラスが消えたら

sic テレビガイド

令和6年4月1日～5月7日
放送時間 朝6:30～ 昼:12:30～ 夕:18:30～ 夜21:00～

下市こども園 卒園式	4月1日～ 7日
下市あきつ学園 前期課程修了式	8日～14日
下市あきつ学園 卒業式（再）	15日～18日
下市こども園 卒園式（再）	19日～21日
下市あきつ学園 前期課程修了式（再）	22日～25日
ワイドしもいち 町内のニュース・話題	26日～29日
下市あきつ学園 入学式	30日～5月6日

*都合により、番組内容・放送時間を変更する場合があります。ご了承ください。
*5:30、11:30、18:00にごみの分別方法を放送しています。
*お悔やみ放送は、依頼があった日の17:30～18:20 および20:30～20:45に放送します。

こまどりケーブル に関する問合せは こちら	➔	申込み・契約変更・料金について	ケーブルテレビの操作・不具合について
		日・祝除く 9:00～17:30	年中無休 24時間受付
		0120-667-740	0120-950-144

※令和6年4月1日から放送時間が **朝6:30～ 昼12:30～ 夕18:30～ 夜21:00～**になります。

下市町立図書館 新着図書リスト

平安ものことひと事典	砂崎 良 他	もこもこあわあわだーれだ？	やまざき なみこ
戦国大名は経歴詐称する	渡邊 大門	さいこうにさいこうのプレゼント	ペトル・ホラチェック
老いの上機嫌 90代! 笑う門には福来る	樋口 恵子	世界	junaida
生まれ変わったらパリジェンヌになりたい	淡谷 のり子 他	春の室内あそび・外あそび	田村 学 監修
君が手にするはずだった黄金について	小川 哲	下水道のサバイバル2 生き残り作戦	ポドアルチング 他
夜明けの花園	恩田 陸	直紀とふしぎな庭	山下 みゆき 他
BLANK PAGE 空っぽを満たす旅	内田 也哉子	君たちはどう生きるか 徳間アニメ絵本40	宮崎 駿
用心棒稼業 芋洗河岸2	佐伯 泰英	スマホアプリはなぜ無料？	松本 健太郎

のう じ び び

令和6年3月1日現在

人 口	4,554 人	(-21)
男	2,144 人	(-10)
女	2,410 人	(-11)
世帯数	2,278世帯	(- 7)
() 内は前月比		
出生	0人	死亡 9人
転入	8人	転出 20人

